## 5. 町で実施する支援制度

町では、木造住宅の耐震診断・耐震改修及び住宅リフォームの助成制度を実施しており、 住宅の耐震化を支援します。

耐震診断補助金交付制度		
補助対象住宅	町民自らが居住する既存木造住宅	
補助対象	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅または兼用住宅の耐震診断	
補助金の額	診断費用の1/2(上限5万円)	
窓口	まち整備課 都市計画グループ	

耐重功收涉明令六分制度

補助対象住宅	<ul> <li>・町民自らが居住する既存木造住宅</li> <li>・町の耐震診断補助金制度により診断された既存木造建築物(建築物に関する要件)</li> <li>1.町内に存する地上2階建以下の在来軸組工法又は枠組壁工法による木造建築物</li> <li>2.昭和56年5月31日以前に建築された建築物</li> <li>3.耐震診断の結果、耐震評点が1. 0未満と診断された建築物</li> <li>4.一戸建住宅又は他の用途を兼ねるもので延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する一戸建住宅</li> </ul>	
補助金の額	改修工事費(上限10万円) ※耐震シェルターの設置費も対象に含む	

住宅リフォーム補助金制度		
対象となる工事	・申請者が生活している住宅のリフォーム ・町内の工事店が実際に行う工事 ・工事金額が20万円以上	
補助金の額	一般世帯 : 工事費の 5%以内 (上限10万円) 子育て世帯: 工事費の10%以内 (上限20万円)	
窓口	農政産業課 農政産業グループ	

#### 耐震診断・改修等について、お気軽にご相談ください!

#### 川島町 まち整備課 都市計画グループ

(埼玉県比企郡川島町大字八ツ林870番地1)

電話:049-299-1763

窓口

E-mail: machiseibi@town.kawajima.saitama.jp

まち整備課 都市計画グループ





# 川島町建築物耐震改修促進計画

# **<概要版>** 令和5年3月改定

町では、大地震の発生に備えて、町民の生命及び財産を保護する観点から、さらなる建築物 の耐震化について促進を図ることを目的として「川島町建築物耐震改修促進計画」を策定して いますが、県計画の改定等を踏まえて、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進するための施策 等の見直しを行い、令和9年度までの計画として改定いたしました。

#### 1. 計画の背景 ~いつ発生するかわからない地震災害に備えて~

#### ●巨大地震の発生が懸念されています!

近年は全国的に**大地震が頻発**しているとともに、甚大な被害をも たらすと想定されている首都直下地震や南海トラフ地震等の発生の 切迫性も指摘されています。

#### 【近年の大地震】

- ・新潟県中越地震…平成16年10月 ・福岡県西方沖地震…平成17年3月
- ・新潟中越沖地震…平成19年7月 ・岩手・宮城内陸地震…平成20年6月
- 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)…平成23年3月
- ・熊本地震(平成28年4月) ・大阪府北部地震(平成30年6月) など

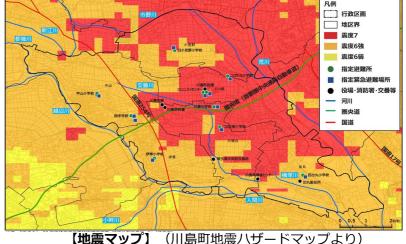


【熊本地震による被害状況】

#### ●町でも大地震による激しい 揺れが想定されています!

県の地震被害想定調査において本町 に最も大きな影響を受ける「関東平野 北西縁断層帯地震」が発生した場合に は、震度7の地域が約半分を占め、残 りの地域でも6強の揺れの発生が想定 されています。

激しい揺れによって多くの建物が倒 **壊する可能性**があります。



#### ●建物の耐震化が重要です!

平成7年の阪神・淡路大震災では多くの人命が奪われま したが、**亡くなられた方のうち83.3%は建物倒壊等が原因** であったと報告されています。特に、倒壊等の被害が多数 発生したのは、昭和56年以前の旧耐震基準の建築物でした。昭和57年 大地震への対策を考える上では、建物の耐震化がいかに 重要であるかがうかがえます。

#### 【阪神・淡路大震災の建物被害】 昭和 56 年 大破以上 中• 小破以 (新耐震) 20% 60% 80% 100%

#### 2. 計画の対象建築物

本計画の対象となる建築物は、建築基準法に規定する新耐震基準(昭和56年6月1日施行) 前に着工された住宅及び耐震改修促進法第14条に規定する特定既存不適格建築物等とします。

住 宝

- ●戸建住宅(併用住宅等を含む)●共同住宅(賃貸・分譲、長屋を含む)

#### 民間の特定既 存耐震不適格 建築物

耐震改修促進法第14条第1号から第3号に定める建築物

- ●多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、百貨店、事務所、ホテル、 老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る)等)で一定規模以上のもの (第14条第1号)
- ●危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(第14条第2号)
- ●地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、 多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物(第14条第3号)

#### 町有の特定既 存耐震不適格 建築物等

- ◆特定既存耐震不適格建築物
- ●避難場所等になっている施設やライフライン等の防災上重要な建築物
- ●学校校舎、幼稚園等の多くの町民が利用する建築物
- ●上記以外で被災すると町民に影響があると考えられる建築物

#### 耐震診断義務 化建築物

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条第1項)

●多数の者が利用する建築物(法第14条第1号)のうち、耐震診断が 義務付けられた大規模な建築物

# 3. 耐震化の目標

本計画では、以下の目標に向けて耐震化に取り組みます。

#### 【住宅に関する目標】

住宅に関する現状の耐震化率は93.0% であり、目標年次とする令和9年度の耐震 化率を95%にすることを目標とします。

現状 93.0% (令和4年度)



目標値 95% (令和9年度)

#### 【多数の者が利用する建築物に関する目標】

多数の者が利用する建築物(法第 14条第1号) について、民間建築物 は全て耐震化されていますが、町有 建築物は現状で95.5%であるため 100%を目標とします。

【民間】現状100% (令和4年度)

全て耐震化済

【町有】現状 95.5% (令和4年度)



#### 【その他の町有建築物】

町有建築物には、法第14条第1号の規模要 件に含まれない右に示すような防災上重要な 建築物や多くの町民が利用する建築物につい ても計画的に耐震化を図ります。

- ●避難所に指定されている施設等の防災上 重要な建築物
- ●日常時に多くの町民が利用する建築物
- ●上記以外で被災すると町民に影響がある と考えられる建築物

## 4. 建築物の耐震化を促進するための施策

町では建築物の耐震化を促進するため、以下のような施策を展開します。

#### 耐震化の促進を図るための措置

- (1) 耐震診断及び耐震改修の促進 を図るための支援策
- ●助成制度の活用
- ●金融機関による融資制度の活用
- ●税制に関する措置の活用
- 無料簡易耐震診断等の実施
- ●空き家の除却等に係る補助制度
- (2) 安心して耐震改修を行うことが できるようにするための環境整備
- ●相談体制の整備
- ●リフォームに合わせた耐震改修の誘導
- ●耐震サポーター登録名簿の活用
- (3) 地震発生時に通行を確保すべき 道路に関する事項
- ●地震発生時に通行を確保すべき道路の指定
- (4) 重点的に耐震化すべき区域 について
- 緊急輸送道路沿道の安全点検
- (5) 液状化による建築物の被害
- ●市街化区域における防災拠点施設周辺の 重点的な耐震化の促進
- の軽減対策
- ●液状化マップによる液状化危険性の周知
- (6) 要配慮者利用施設の安全確保対策
- ●福祉施設等における耐震化の実態の把握

#### 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- (1) 地震八ザードマップの活用
- ●地震ハザードマップを活用した建築物 の所有者等の防災意識高揚
- (2) パンフレット作成、講習会等 による周知
- ●パンフレットの作成・活用 ●セミナー・講習会の開催
- (3) 耐震認定マーク表示制度の活用
- ●耐震認定マークの周知
- (4) 新耐震基準(平成12年5月以前) の木造住宅への対応
- ●新耐震基準以降の建築物についての普及啓発

(5) 地震時の安全対策

- ●窓ガラス・天井等の安全対策
- ●家具や棚等の固定による安全対策
- ●エレベーターの安全対策
- ●ブロック塀等の安全対策 ●建築物の大雪対策
- (6) 自主防災組織との連携
- ●自主防災組織の組織化の推進、育成
- ●無料簡易耐震診断の働きかけ
- (7) 木造住宅の耐震化に関する 技術的な知識の普及
- ●技術的な知識の情報提供 (基礎の補強、部材の接合・耐力壁の設置、床 の補強、屋根の軽量化、部材の交換)
- (8) 耐震シェルター等の活用
- ●住宅が倒壊しても安全な空間を確保できる 耐震シェルター等の設置促進